

第 7 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：令和 5 年 2 月 1 5 日（水） 1 0 : 3 0 ~ 1 2 : 0 0

場所：新町キューブ 3 階 会議室

司 会： 本日は、お忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます、環境保全課県境再生対策グループの工藤でございます。会議に先立ちまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料は、事前に送付させていただいた、次第、出席者名簿、席図、資料 1 - 1、資料 1 - 2、資料 1 - 3、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5、資料 6 となっています。不足など、ございませんでしょうか。

それでは、ただ今から「第 7 1 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会」を開催いたします。

本日は、鈴木委員がオンラインでの参加となっております。

また、藤原委員の代理といたしまして、佐藤しのぶ二戸市環境推進室長が出席されておりますことを御報告いたします。

それでは、開催にあたりまして、環境生活部長の石坂から御挨拶申し上げます。

石坂部長： おはようございます。

環境生活部長の石坂でございます。

委員の皆様には、御多用の中、本日の会議に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

さて、県では、来年度以降、地下水浄化対策を円滑に実施していくため、産廃特措法事業に係る全国の自治体や田子町と連携・協力し、国の財政支援の継続を強く要望してきた結果、来年度から 5 年間の財政支援が決定いたしました。要望活動に御尽力いただきました田子町の山本町長様には、この場をお借りいたしまして、改めてお礼申し上げます。本当にありがとうございました。

また、昨年 1 0 月に開催した前回の協議会において、山本町長様より県境不法投棄事案に係る住民説明会に関するお話をいただき、去る 1 月 3 0 日に田子町や八戸圏域水道企業団の御協力のもと、住民の皆様にご参集いただきまして、住民説明会を開催いたしました。

説明会では、県から県境不法投棄事案に係るこれまでの取組と来年度以降の地下水浄化対策の継続に関する内容を御説明させていただき、町民の皆様にご

理解をいただいたものと考えております。

本日は、令和4年度環境モニタリング調査結果、令和5年度環境モニタリング調査計画（案）、環境再生計画に基づく県の取組内容のほか、令和5年度以降の本協議会のあり方などについて、御説明をさせていただくこととしております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく願いいたします。

司 会： それでは、議事に移ります。ここからの議事進行につきましては、協議会設置要領第4第4項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、末永会長に議事進行をお願いいたします。

末永会長： 改めまして、おはようございます。

この中で私だけが青森市内ということですが、委員の皆様には、仙台や八戸、十和田や田子などの遠方から、朝早くからお集まりいただきありがとうございます。

今、石坂部長の方からありましたが、青森県の場合は、来年度以降も地下水浄化対策やモニタリング調査を行うということでもあります。皆さん方は御承知かもしれませんが、岩手県の方では、協議会で原状回復宣言が出されまして、会長が知事に対して報告を行ったという記事が出ておりました。青森県の場合は、引き続きしばらくの間、地下水浄化対策やモニタリング調査を行っていくということでもあります。

これまでの議論の中でも既にお分かりだと思いますが、基本的には、捨てられた廃棄物の量の違いや、あるいは地形や地質が違うということで、岩手県とは一概に比較はできませんが、青森県の場合は、念には念を入れてということで、更に今後も地下水浄化やモニタリング調査をやっていくということになったということは、丁寧な対応で大変よろしいのかなと思っております。

なお、この、県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会は、発足から実に20年以上経ちますが、私は後半の方をずっと会長を引き受けさせていただきましたけども、本当に長い間、委員の皆様方には課題解決のために御尽力いただき感謝しております。本日はどうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に基づきまして、議事を進行させていただきます。

まず、最初の案件でございますが、令和4年環境モニタリング調査結果につきまして、事務局の方から御説明いただきます。よろしく願いいたします。

事務局：青森県環境保全課県境再生対策グループの竹谷と申します。本日は、どうぞよろしくお願いたします。

私の方から、令和4年度環境モニタリング調査結果を資料1-1、1-2、1-3に基づき御説明させていただきます。

それでは、まず、資料1-1を御覧ください。

令和4年1月から12月までの水質モニタリングにおいて、周辺河川、湧水等、8地点で調査をした結果、全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

次に周辺地下水につきましては、6地点で調査をした結果、こちらも全ての地点において環境基準値を超える値は検出されませんでした。

遮水壁内地下水につきましては、36地点で調査をした結果、一部の地点において1,4-ジオキサン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準値超過が確認されております。

1,4-ジオキサンの浄化の進捗につきましては、後ほど、資料1-3で御説明いたします。

それでは、2ページ目を御覧ください。

浸出水処理施設、施設停止後においては、浸出水貯留池の水質モニタリング結果についてですが、放流水の水質は、いずれの項目も周辺環境へ影響が出ないように設定した計画処理水質を下回っております。このグラフに示すとおり、昨年6月の浸出水処理施設運転停止後も放流水質は計画処理水質を大きく下回る水準で推移しておりました。

次に現場内地下水の1,4-ジオキサンの浄化の状況について御説明いたします。資料1-3を御覧ください。

昨年4月から現場外の茂市かん水用施設から取水の協力を得るなど、注水用水確保対策を強化して、既存の注水井戸、大口径注水井戸、注水用横ボーリング及び浸透柵に雪解け直後の4月上旬から12月上旬まで注水を実施いたしました。

次に1,4-ジオキサンの濃度の状況について御説明いたします。

4ページ目、別紙2を御覧ください。

まず、第65回協議会で了承された現場内地下水の浄化終了要件が左側に記載されておりますが、4つのエリア、それぞれについて平均濃度の年平均値が環境基準値を下回り、かつ流末部の濃度の年平均値が環境基準値を下回った場合には、注水・揚水による浄化を終了いたします。

更に、全ての観測地点の測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断いたします。

右側の浄化終了要件の達成状況についてですが、第一帯水層については、1,4-

ジオキサン濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている地点は、12地点中7地点でございました。

この他、令和4年12月の測定値が環境基準値以下となっている地点は1地点でございました。

一方、12月の測定値が環境基準値を超過している地点は4地点でございました。

また、第一帯水層の2つのエリア、県境部及び中央・下流部エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっており、注水・揚水による浄化の終了要件を満たしておりました。

次に第二帯水層については、1,4-ジオキサン濃度が1年間継続して環境基準値以下となっている地点は、23地点中11地点でございました。

この他、令和4年12月の測定値が環境基準値以下となっている地点は6地点でございました。

一方、12月の測定値が環境基準値を超過している地点は6地点でございました。

第二帯水層低濃度エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値以下となっており、注水・揚水による浄化の終了要件を満たしてありますが、高濃度エリアの平均濃度の年平均値は、環境基準値を超過しておりました。

また、流末部については、1,4-ジオキサンの濃度の年平均値及び直近の測定値が環境基準値を超過しておりました。

まとめますと、エリア別では、第一帯水層の2つのエリア及び第二帯水層低濃度エリア、計3つのエリアで注水・揚水による浄化の終了要件を満たしており、また、個別の観測地点では、36地点中18地点で1年間環境基準値以下という浄化終了要件を満たしておりました。

直近の昨年12月のモニタリング結果と昨年4月のモニタリング結果を比べますと、1,4-ジオキサン濃度が環境基準値を超過している地点は減少しており、着実に浄化が進んでいるものと考えております。

今後も注水・揚水による浄化対策を継続して、早期の浄化終了に向け、全力を挙げて取り組んで参ります。御説明は以上です。

末永会長： 竹谷主査、ありがとうございました。

ただ今、事務局竹谷主査から資料1に基づき、令和4年度環境モニタリング調査結果につきまして御報告いただきました。

これに関しまして、何か御質問等ございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

(発言なし)

御意見がなければ、ただ今事務局から御説明のあったとおり、現在実施している浄化対策の効果が現れておりますので、今後も今の方法を継続していくということで、本協議会として了承したいと思っております。

それでは、次に進めさせていただきます。

議題2でございますが、令和5年度、来年度ですね、環境モニタリング調査計画（案）ということで、これにつきまして、事務局から御説明いただきます。よろしく申し上げます。

事務局：私の方からは、令和5年度環境モニタリング調査計画について、資料2に基づき御説明させていただきます。

来年度のモニタリング計画については、4ページと5ページに添付しております第65回協議会です承された1,4-ジオキサンの浄化終了要件及び第66回協議会です承された1,4-ジオキサン以外の物質の浄化終了要件に基づき検討いたしました。

1,4-ジオキサンの浄化終了要件につきましては、先ほど、確認いただきましたので、それ以外の物質の浄化終了要件を改めて確認したいと思います。

5ページを御覧ください。

(1) 現場内地下水の対象物質は、ベンゼンと砒素となっております。これらについて、測定結果が基本的に1年間継続して環境基準値を下回った場合には、浄化終了と判断し、その判断は、観測地点ごと、物質ごとに行うとしています。

(2) 現場周辺地下水及び表流水の対象物質は、令和3年度のモニタリング計画でモニタリング対象としている全ての物質となっております。これらについて、現場周辺の全ての観測地点の測定結果が、基本的に1年間継続して環境基準値を下回り、かつ現場内地下水の全ての物質の浄化が終了した場合には、現場周辺のモニタリング終了となります。

また、硝酸性窒素及び亜硝酸窒素については、浄化の終了要件は設定せず、モニタリングを継続するとしております。

1ページにお戻りください。

まず、(1) 周辺河川・湧水等の8地点と(2) 周辺地下水の6地点については、先ほど御説明したとおり、基本的に1年間継続して環境基準値を下回り、かつ現場内地下水の浄化が終了した場合にモニタリングを終了することとしております。

周辺河川・湧水等及び周辺地下水の全ての地点、全ての調査項目について、1年以上環境基準値超過はありませんでしたが、現場内地下水の浄化対策が継続していることから、来年度も今年度と同様の地点で調査を実施いたします。

なお、一部の地点で測定回数を変更したいと考えています。

7ページの別図1を御覧ください。

水色の箇所が測定回数を変更する地点です。ア-10については、平成29年12月に1,4-ジオキサンの環境基準値超過が確認されたことから、測定回数を年4回から年12回に増やして監視を強化してきましたが、令和2年11月以降、2年以上、環境基準値を超過していないことから、測定回数を従来の年4回に戻したいと考えております。

同様に監視を強化していたア-10の下流にあるア-14についても、測定回数を従来の年4回に戻したいと考えています。

また、ア-23につきましては、岩手県側から本県側への汚染地下水の流入監視のため、年12回測定してきましたが、岩手県側の浄化が完了したことから、他の地点と同じ年4回に変更します。

次に遮水壁内地下水についてです。

①の1,4-ジオキサンについては、6ページの別紙3、1,4-ジオキサンに係る浄化終了要件の達成状況を御覧ください。

先ほど、確認いただいたとおり、1,4-ジオキサンの浄化終了要件については、まず、4つのエリアと流末部について、それぞれの年平均値が環境基準値を下回った場合に注水・揚水による浄化を終了します。

その後、全ての観測地点の測定結果が1年間継続して環境基準値を下回った場合に浄化終了と判断します。

今回、直近のモニタリング結果を、この浄化終了要件にあてはめると、第一帯水層県境部エリア、第一帯水層中央・下流部エリア、第二帯水層低濃度エリアで注水・揚水による浄化終了要件を達成しておりますので、この3つのエリアについては、エリア平均濃度による判断を終了いたします。

また、この3つのエリアにある27の観測地点のうち、1年間継続して環境基準値を下回った18地点については、浄化終了と判断し、モニタリングを終了します。

従いまして、この3つのエリアについては、浄化終了要件未達成の残りの9地点について、モニタリングを継続することとします。

残りの第二帯水層高濃度エリアと流末部については、浄化終了要件を満たしていないことから、エリア内の9地点全てでモニタリングを継続します。

なお、注水・揚水による浄化終了要件を達成した3エリアについてですが、現場全体の浄化を促進するため、当面の間、注水・揚水等を継続いたします。

また、今後は浄化終了要件を満たした地点から順次モニタリングを終了していきます。

1,4-ジオキサンについてまとめますと、モニタリングを継続する地点は、今年度35地点から来年度は17地点となり、測定回数についても、揚水井戸につ

いては、年12回実施してきましたが、地下水浄化が着実に進捗している状況を踏まえ、観測井戸の測定回数に合わせて年6回とします。

次に1ページの(3)遮水壁内地下水の②のベンゼンについてです。

ア-43でモニタリングを実施してきました。2ページにベンゼンの推移を示しております。令和4年12月までのモニタリングの結果、1年以上継続して環境基準値を下回っており、浄化終了要件を達成したことから、モニタリングを終了します。

③の硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、現在、ア-38と39でモニタリングを実施しています。

2ページ目の下のグラフ、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の推移を御覧ください。どちらの地点も、令和4年度は年6回測定のうち、ア-38は2回、ア-39は1回、環境基準値を超過しました。本物質は、第66回協議会において、廃棄物由来とは考えにくく、施肥に起因すると考えられることから、浄化終了要件には設定せず、モニタリングを継続するとしていますので、来年度もモニタリングを継続することといたします。

ただし、環境基準値超過は連続的ではなく、また、その超過濃度も環境基準値付近となっていることから、測定回数を年6回から年2回に変更します。

次に3ページ目のイ 流末部についてです。

8ページの下、別図4を御覧ください。

流末部については、浸出水処理施設の撤去工事開始前までは、浸出水処理施設への流入水を、施設の撤去工事開始後からは、No.2 浸出水貯留池の流入口を測定地点としてモニタリングを実施してきました。

1,4-ジオキサンについては、今年度と同様に週1回の年52回、モニタリングを実施します。

砒素及びベンゼンについては、1年以上環境基準値を下回っており、浄化終了要件を達成したことからモニタリングを終了します。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素については、1年以上環境基準値を下回っており、周辺環境への影響がないことから、モニタリングを終了いたします。

次に(4)放流水です。

浸出水処理施設の撤去工事開始前までは、浸出水処理施設からの放流水を、撤去工事開始後からは、No.2 浸出水貯留池からの放流口を測定地点としてモニタリングを実施しています。

現場外への放流水の水質を確認するため、測定回数は、今年度と同様に週1回、年52回、モニタリングを実施します。

最後にpH及び電気伝導率です。

pH及び電気伝導率は、ア-38及びア-39は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒

素の調査、それ以外の地点は、1,4-ジオキサンの調査に合わせて実施します。

以上から、令和5年度水質モニタリング計画（案）について、調査地点は7ページから8ページの別図1から4とし、調査回数及び調査項目は、9ページの計画表（案）のとおりとしたいと考えております。

10ページには、見え消し版を添付しております。

黄色の色付けされている測定地点が浄化終了となり、今年度でモニタリングを終了する地点となっております。以上です。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、議題の2でございますが、令和5年度環境モニタリング調査計画の案を工藤総括主幹の方から御説明いただきました。

先ほど、竹谷主査の方から、令和4年度環境モニタリング調査結果について説明がありましたが、これに基づきまして、綿密に、この計画案が立てられたというふうに承知しておるところでございますが、委員の皆さん方から御意見、あるいは御質問をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

はい、どうぞ、宇藤委員。

宇藤委員： 1,4-ジオキサンについて、いろいろ対応いただいて、本当に感謝いたしますが、ちょっと質問したいことがございます。

資料2の3ページ、流末部の1,4-ジオキサンについて、環境基準値超過が確認されたことがあると書いてございますが、これは、原因とか、そういうの、何かございますでしょうか。

末永会長： いかがでしょうか。

事務局： 流末部は、現場内の井戸からくみ上げた地下水を、すべて1ヶ所に集めた水を測定しております。現場内では、第二帯水層高濃度エリアのように、一部でまだ環境基準値以下になっていない地点がありますので、その影響で流末部で環境基準値を超えているというような状況です。

ただし、周辺環境に影響を与えないように設定した計画処理水質は、大きく下回っているというような状況です。

末永会長： 続けて、はい、どうぞ。

宇藤委員： 現場内の井戸の1,4-ジオキサン濃度が環境基準値以下になると、流末部の可環境基準値超過もなくなるというふうに思っているのでしょうか。

事務局 : そのとおりです。現場内地下水の水質は改善する方向にいています。今後さらに水質が改善し、1年間継続して環境基準値以下となり浄化終了する井戸の数が多くなってくれば、自然と流末部も環境基準値を下回ってくるものと考えています。

末永会長 : よろしいですか。

宇藤委員 : はい。

末永会長 : その他、何かありますか。
鈴木委員、何かありますか。

鈴木委員 : 特にございませぬ。

末永会長 : その他、ありますか。よろしいですか。
どうぞ、眞家委員、どうぞ。

眞家委員 : 放出部の水量というのは、測ることはできるんですか。今の質問にも関係しまして、放出口の現場から出てくる水というのは、まだ川に入っている水とは違って、川の中で10倍ぐらい希釈されるだろうということで、更に実際の川の中では薄くなって、環境基準を超えることはほぼないと考えていいんですが、実際の川の水量と放流する水量を測っていると、何倍ぐらい希釈されるかということがわかるので、更に安心かなというふうに感じました。毎週1,4-ジオキサンを測られているのでしたら、その時に流量を測定したらいいのかなというふうに思いました。

末永会長 : 眞家委員から御提案がありましたかどうか。

事務局 : 放流水は出口が1か所なので、そこで流量を測ることは可能ですが、現在直接流量を測定してはおりませぬ。基本的に現場から揚水した水がすべて貯留池に入ってきて、それを放流しているため、各井戸で測定している揚水量の合計から、放流水の水量を推定できるものと考えております。

末永会長 : 眞家委員、いかがですか。

眞家委員 : はい、推定のできるのであれば問題ないかと思ひます。

末永会長： その他、御意見、御質問ございますか。

もしなければ、これはあくまでも調査計画(案)でございますので、この(案)を取って、計画という形で了承したいと思います。ただし、その時、今、眞家委員から御提案があったようなことは、附帯的な条件として県の方で、また検討していただくというふうなことでよろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、令和5年度環境モニタリング調査計画を了承したということで、県の方としては、この計画に基づきモニタリングを実施していただきたいと思えます。

よろしく願いいたします。

それでは、議題の3番目でございます。令和4年度跡地整備工事の進捗状況についてということで、対馬技師の方から御報告いただきます。

よろしく願いします。

事務局： 県境再生対策グループの対馬と申します。本日は、よろしく願いいたします。

案件(3)令和4年度跡地整備工事の進捗状況について、資料3を御覧ください。

1ページには、工事の実施内容と進捗状況、2ページ目には、工事スケジュールをお示ししております。

ここでは、前回協議会以降の進捗状況と追加工事について御説明いたします。

まず、現場内の工事ですが、

①鉛直遮水壁付近への新規縦坑設置工事は、縦坑の設置が9月に完了、注水用横ボーリングを11月完了予定としておりましたが、予定どおり11月に完了しております。

②注水井戸を連結する地下水流下設備工事は、遮水壁貫通部以外の通水孔を10月に完了、遮水壁貫通部を12月完了予定としておりましたが、予定どおり12月に完了しております。

次に③、④にお示しておりますのが、追加工事でございます。

③遮水壁貫通部における薬液注入工事は、遮水壁を貫通する地下水流下設備工事の際に生じるおそれのある隙間を閉塞し、現場内地下水が現場内に流出しないように実施したものでございまして、12月に完了しております。

工法などの検討にあたっては、専門家であります設計コンサルタントからの助言を基に最適な工法を選定いたしました。

④注水井戸・揚水井戸ポンプ及び配管修繕工事は、井戸ポンプを正常に作動するために実施するものでございます。各井戸ポンプは、設置から5年以上経過しており、経年的な劣化や地下水質の影響により、ポンプや配管が目詰まりす

るなどの不具合が発生しておりました。

別紙1の3ページを御覧ください。

県境不法投棄現場浄化設備の概要と書いた資料でございます。

ポンプなどの修繕工事を実施した箇所を赤マルでお示ししております、集水井戸CW-1、2、3、現場内最下流部の揚水井戸DW-1、2、3、第二帯水層高濃度エリア内の揚水井戸DW-7、11、18、その他として、揚水井戸SW-23、24、DW-20の計12か所でございます。

工事は予定どおり3月に完了する見込みであり、工程どおり順調に進んでおります。

資料3の1ページに戻りまして、(2)現場内の工事ですけれども、①から④のうち、①の浸出水処理施設撤去工事の施工中でございます、予定どおり3月に完了する見込みであり、工程どおり順調に進んでおります。

2ページ目の令和4年度工事スケジュールは、先ほどから御説明している内容と重複しますので割愛いたします。

3、令和5年度以降に実施する跡地整備工事です。

令和5年度以降も地下水浄化対策を継続することとしたため、現在実施している地下水浄化対策終了後に浄化設備や浸出水貯留池の撤去など、最終的な跡地整備工事を行う予定としております。

案件3の説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、対馬技師の方から議題3ですね、令和4年度跡地整備工事の進捗状況ということで御説明いただきました。

これは、昨年度、令和4年2月、第68回の協議会で御了承いただいたとおり進めていくということと、それから、さらにもう1つは、来年度以降の地下水浄化対策のための工事ということになるかと思えます。

これに関しまして、皆さん方から御質問があればと思えます。

先ほどありましたように、今年度も着々と進んでいるということでもあります。よろしいでしょうか。

(発言なし)

それでは、次に進めさせていただきます。ありがとうございました。

案件の4番目、令和5年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等についてということで、大西総括主幹に説明をお願いします。

事務局： 県境再生対策グループの大西と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料4、令和5年度における環境再生計画に基づく県の取組内容等について御説明いたします。

まず、1つ目といたしましては、自然再生についてでございます。

自然再生ですが、「森林再生計画」に基づきまして、八戸市森林組合と連携し、令和5年度も引き続き、つる植物やグミの木の剪定など、植栽地の管理を行って参ります。

次に2つ目といたしまして、地域振興でございます。

本県の有効活用エリアについて、岩手県との一体的な利活用の実現可能性を探るため、引き続き岩手県における水素関連産業に係る事業導入調査などの跡地利活用の検討状況等を注視していくとともに、本県での跡地利活用の方向性を含め、田子町と随時意見交換を実施していきたいと考えております。

また、ウェブアーカイブにおいて、民間事業者向けに利活用可能な土地情報の発信を継続して参ります。

次に3つ目の情報発信についてでございます。

まず、(1) ウェブアーカイブの更新についてですが、現在も本県の植栽地の定点撮影写真や水質モニタリングの結果などを公開しているところです。引き続き速やかに公開して参りたいと考えております。アクセス件数ですが、今年度は12月末時点で5,876件となっております。

(2) の現場見学につきましては、不法投棄現場の原状回復状況や樹木の生育状況などの森林整備状況を今後も情報提供していく必要があることから、令和5年度も現場見学の希望に応じて対応していくこととしております。

現場見学の周知としましては、県ホームページへの掲載のほか、県のメールマガジン等への見学希望案内の掲載を継続します。

また、本年度は、若い世代への環境保全啓発の一環として、県内の高等学校に対し、ホームページを紹介する文書を発出しました。令和5年度以降も県内の教育機関等に対し、ホームページの紹介、現場視察、県職員による出前講座を案内する文書を発出していきたいと考えております。

最後に(3) 資料展示についてですが、引き続き田子町立図書館、上郷公民館、現場事務所における展示を継続し、現場来訪者や地域住民に公開して参りたいと考えております。

説明は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

ただ今、大西総括主幹の方から令和5年度における環境再生計画に基づく県の取組内容ということで御説明いただきました。

これに関しまして、何か御質問等ありますか。

野呂委員、どうぞ。

野呂委員： ウェブアーカイブなど、積極的に展開されている様子が見れまして、アクセス件数も思ったより低下しないというか、安定したアクセスがあるということも確認できました。

本県については、非常に長い時間、もう既に20年に渡って取組が行われていて、特に着々と数値を改善する取組等を行ってきているというところがあります。

他方、若い世代ということで、高等学校に対して案内文書と書かれておりますが、御承知かもしれませんが、高校生は今、探究型学習ということを積極的に行っている学校が結構な数になっています。

そこで何をするかというと、自分たちで調査・研究を行うという活動が行われていまして、各学校、やはりSDGs絡みもありまして、環境という分野に対して非常に興味が高いというのがあります。

多くの場合はホームページを検索して、それをまとめるというケースも多いんですが、やはり取組をされている方々、そこにインタビューをすとか、そういったことというのは、学校側としても、おそらく非常にニーズが高いというふうに、大学教員として学校に行く立場からすると感じています。

なので、そこら辺へのアプローチも含めて、ただ、こういう「アーカイブがありますよ」という発信ではない、プラスアルファの情報というものを伝えていくことで、環境再生にどれだけ真剣に取り組んできたのか、一回環境が壊れるとどれだけ大変なのかということを理解してもらうという、世代間の継承ということにも繋がっていくのかなと思いますので、そこら辺の取組については、私の方でもいろいろ考えていきたいと思うので、相互に連携しながら、しっかりと取り組んでいかれると良いかなと思います。

1点だけ質問なんですけど、民間事業者向けにウェブアーカイブで土地情報を継続とありますが、これは以前もお聞きしたような気もするんですが、問い合わせというのがあるのかどうか、というところだけお願いいたします。

末永会長： 今、野呂委員の方から、大変貴重な御提案をいただきました。全く私も同感であります。ただ、最後の質問がありましたが、その質問へのお答えと、それから更に県の方として、今の御提案に対してどのように考えているか、ちょっとだけ御説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

事務局： まず土地の利用に関する民間からの問い合わせなんですけど、近年はないという状況でございます。

また、野呂先生からの御提案がありました高校生等へのアプローチにつきましては、我々、今年度、まずはホームページを知ってもらいたいということで、全然知らない高校生もたくさんいるでしょうから、まずはホームページの入り口を御案内して、興味ある生徒さんに伝わればいいなということで、今回、初めて高校生向けに御案内をいたしました。

来年度以降は、もうちょっと幅を広げて中学生だとか、あるいは先生がおっしゃったような、我々が出向いて授業をする形でもいいですし、現場に実際、来ていただくという形も良いと思いますので、その辺の案内も一緒にしていきたいと思っております。

これにつきましては、また野呂先生にも御相談させていただきながら、アドバイスをいただければと思っております。よろしく申し上げます。

末永会長： どうぞ。

野呂委員： ありがとうございます。丁寧な対応というのが、本県の取組の売りだと思えます。やってきた実績がありますので、それを誇って伝えていくということが大事かなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

末永会長： ありがとうございます。
宇藤委員、はい、どうぞ。

宇藤委員： 今回の野呂委員のおっしゃったことにも関連しているんですが、実は、住民説明会で、県の方に田子に来てくださった時に、住民説明会の参加者がそれほど多くなくて、それで、今まで何年間もやってきたことを風化させないというか、これをどういうふうにして後世に伝えていったらいいのかということを野呂委員から言ってくださり、とてもありがたいと思っております。

ここに辿り着くまでの経緯というか、そういうのが風化しないように、是非、よろしく願いしたいと思います。

末永会長： 全くそのとおりで、本当に20年間も丁寧に丁寧に巨額の費用と膨大な時間をかけてやってきた。特に、先ほど野呂委員の方からありましたSDGsですね。SDGsというのは、環境といっても、特にCO2の問題とか、あるいはプラスチックごみの問題、そういうものばかり取り上げられますが、決してそうではないということで、こういう重大な問題もあるということも、同時に県民、

あるいは国民全体が知っていくことが重要だと思いますので、先ほどの繰り返しになりますが、野呂委員から御提案があったようなことも十分に踏まえながら、かつまた田子町の住民の方だけでなく、青森県民全体もこういうことに関心を持って進めていくことが大事だと思いますので、本協議会の中でもまた御提案をいただいて、更に良い方向で進めさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

その他、何かございますでしょうか。

私の方から、二戸市の佐藤室長にお聞きしたいのですが、前回副市長さんが来られた時に、ちょっと聞いたんですが、岩手県の水素関連事業の検討状況についてちょっと教えていただけないでしょうか。

佐藤委員： ありがとうございます。

岩手県では、現場を差し押さえているということで、そういった制約の中で、水素関連事業の可能性調査を進めたものでございます。

現時点では、現場でどのようなことができるのかという可能性の提案というように私どもは受け止めております。二戸市としては、跡地利用を含めて、管理ですとか、積極的に意見を申し上げていくという立場にあるかなと思っております。

末永会長： よろしく願いします。

岩手県の水素関連事業は、私も個人的な意見では、とても課題が多いのかなと思っております。跡地利活用については、今後、青森県単独での取組も考えられるということだと思いますので、そちらの検討もよろしく願いいたします。

その他、何か御意見ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、次、これは他とも関連するものですが、5番目、令和5年度以降の国の財政支援についてということで、これは、最初に石坂部長さんの方からの挨拶の中にありましたように、また、山本町長さんにも大変御尽力いただいて、国の財政支援がいただけるということでありまして、これに関しまして、御説明いただきたいと思います。

竹谷主査、お願いいたします。

事務局： 令和5年度以降の国の財政支援について、という御報告を資料5に基づきまして御説明いたします。

まず、国に対する要望活動の状況についてでございますけれども、産廃特措法事業に係る自治体、本県を含め15自治体ございますけれども、その自治体や地元田子町さんとも連携・協力し、国等に要望活動を行いました。

また、県単独でも重点施策提案として要望活動を行いました。

主な要望活動の内容といたしましては、表に示すとおりでございますけども、環境大臣のほか、地方交付税交付金を所管する総務大臣、また、国の予算全体を所管する財務大臣の方にも要望活動を行いました。

こうした要望活動の結果、5年間の国の財政支援が決定いたしました。補助率は3分の1で、残りの3分の2に対しても地方交付税措置が講じられるということになりました。

今後の対応といたしましては、早期の浄化終了に向けて、引き続き浄化対策に全力を挙げて取り組んで参りたいと考えております。

報告は以上でございます。

末永会長： ありがとうございます。

国への要望活動については、山本町長様も大変お疲れ様でした。ありがとうございました。何か御質問ございますか。

山本町長、大変ご苦労されたと思いますが、何か一言ありますか。

山本委員： まず、この方向性が決まって大変良かったなと思っておりました。

環境省としては、当初、そんな考え方はなくて、財政支援の延長はないというふうな話だったようですが、やはり、三村知事を代表として一生懸命頑張ってくられ、また、本県選出の国会議員の皆様も一生懸命頑張ってくくださったので、御理解をいただいたというのが大変大事なことだったなと思います。

また、やはり、我々にとって幸いだったのは、産廃特措法制定時に環境大臣だったのが鈴木俊一先生ということがあって、現在の財務大臣は鈴木先生ですので、非常に理解があったかと思います。

こういうところもあって、非常に良い環境の中で、この話が進んでいったと思っておりますし、協議会の皆様のいろんな努力、県の方のこれまでの努力が実ったと思っております。

末永会長： 本当にお疲れ様でした。本当に、私も事務局からお聞きしたり、あるいは新聞記事で読みましたけども、三村知事や山本町長さんが要望に行かれまして、また、本県選出の国会議員の方にも要望活動に加わっていただき、大変良かったかなと思います。鈴木俊一財務大臣は、岩手県選出でございますので、本当にいろいろと御尽力いただいたということで、このような結果になったということは、大変喜ばしいなと思います。ありがとうございました。

しっかりと国が支援してくれるので、更にしっかりとやっていこうということでございます。よろしく願いいたします。

それでは、最後の案件になりますが、令和5年度以降の協議会の継続についてということで、事務局、竹谷主査からお願いいたします。

事務局：資料6に基づきまして、令和5年度以降の協議会の継続について御説明させていただきます。

本協議会は、平成15年の7月の設置以来、原状回復対策等の実施に関し、地域住民や専門家から意見を聴く場として重要な役割を担っていただいております。

昨年5月の第69回協議会で御了承いただいたとおり、県では、令和5年度以降も現場内の地下水浄化対策を継続することとしており、引き続き地域住民や専門家からの意見を聴く場が必要であることから、令和5年度以降も協議会を継続させていただきたいと考えております。

委員の構成についてでございますけれども、現在の協議会は、学識経験者4名、関係市町委員5名、公募委員2名の計11名で構成されておりますが、この委員構成も引き続き維持するというように考えてございます。

協議会における今後の主な協議内容については、1つ目が地下水浄化対策に関する事項。2つ目が環境モニタリングに関する事項。3つ目が環境再生に関する事項、これには、跡地利用に関する検討も含まれます。

その他、必要に応じて課題等がありましたら、協議会で議論していただくという形で考えております。

協議会の開催頻度につきましては、基本的に年1回、2月頃の開催を考えてございます。なお、これまで、環境モニタリング結果の中間報告をさせていただいておりましたが、これにつきましては、10月か11月頃を目途に書面による報告とさせていただきたいと考えております。

また、現場視察につきましては、現場に変化があった時など随時行いたいと考えてございます。

また、その他、必要に応じて臨時に協議会を開催することとさせていただきたいと考えております。

御説明は以上になります。

末永会長：ありがとうございました。

ただ今、竹谷主査の方から、令和5年度以降の協議会の継続についてということで御報告いただきました。御紹介いただきました。

これに関しまして、何か。どうぞ、山本町長。

山本委員： まず、協議会を残していただけることになったのは、非常にありがたいことだと感じております。

我々、住民にとりましては、安全・安心ということ。それから、これからというのが非常に関心の大きいことをごさいますて、安全の部分は専門家の皆さんがしっかりと論じていただけるということ、そして、安心の部分については、地域住民の代表として、ここに来られている委員の皆様がしっかりとこれについて方向性を定めていただけること、大変ありがたいことだと思っています。

それに加えて、今後、この跡地利用をどういうふうにしていくのかも含めまして、この森にかえっていく、この姿をしっかりと見届けていただけるような仕組みということも是非、協議会があれば、いろんな話ができるかなと思っています。

そこで、1つお願いなんです、知事におかれましては、この度、勇退されるということではありますが、人事に関してみれば、優秀な人材を投下してございまして、この流れをぜひ止めないで、人事もしっかりと行っていただきたいということを部長さんからおっしゃっていただければありがたいなと思っています。よろしくお願ひしたいと思ひます。

末永会長： ありがとうございます。

そういうことで、これからも続けられるということで、それに対して、山本町長は、田子町住民の代表として、今、お礼といいますか、ありがたいということをお申されたと思ひます。

人事に関しましては、大変ですけども、あまり同じところにいると、ジョブローテーションが働かなかつたら、出世できないということもありますので、なかなか厳しいものがあると思ひますけども、本当は、やはり、これほどの専門性を持った方々が長い間いてくださつた方が、県行政も進むんだらうなと思ひていますが、そうもなかなかいかない、というところもあると思ひますので、その辺、石坂部長、最後までいろいろとよろしくお願ひいたします。

そういうことで、今、山本町長から、これからの継続に関しましても、大変ありがたいことだということでありました。

何か御質問等はございませうか。はい、どうぞ。眞家委員。

眞家委員： ありがとうございます。

協議会、年1回で全然問題ないんですけども、開催時期というのは、やっぱり2月ぐらいとなりますか。10月とかに持つていくことは難しいんですかね。

事務局： 御意見、ありがとうございます。

予算が関係していますので、ある程度、方向性が見えた段階でないと、なかなか難しいかなということがありますので、この時期にさせていただければと思っております。

眞家委員： そうですね。ありがとうございます。

末永会長： 青森の天候を考えますと、1月の中から2月の頭というのは、一番荒れる時です。交通の便を考えると、もうちょっと落ち着いた時の方がよろしいと思いますので、それは県の方でいろいろ考えて、2月の立春過ぎからは、たぶん大丈夫だと思うのですが、1月や2月上旬は、外された方がよろしいかもしれません。その辺も御検討をお願いします。その他、何かありますでしょうか。

今日で一応、来年度以降も継続ということになりますが、何か一言ずつでも御発言いただければと思いますが、いかがでございましょうか。

いかがでしょうか、慶長委員、坂本委員。

坂本委員： この協議会が続くということで、先ほどもあったお話ですけども、この20年の歩みを風化させない取組というのは、やっぱり関わった者として、何とかできることはしていきたいなど、本当にそう思います。なので、この協議会もそうやって最後の最後まで、きちんと安全基準に到達したところまでいくまでは見届けたいなというところはありますし、本当にこういうことが起こった場合に、本当にこうやって頑張ってきた人の力を分かりやすく、貼ってあるのとかを見ると、ちょっと分かり難いのかな、というところがあって、やっぱり学生さんもそうだし、一般住民も分かりやすいようなものを作っていくというのが、大事な仕事なのかなと思いました。以上です。

末永会長： ありがとうございます。

慶長委員、いかがですか。

慶長委員： 慶長です。皆さんの意見、既に出ていてそのとおりだなと思っていて、私も何かできることがあるのかなと、今、思っているところです。

先ほどの話、坂本委員の話にありましたように、パネルとかだけではなくて、その地域にいる語り部みたいなものがあるって、そういう人から話を聞くということをやったら、もっとリアルに、もっともっと伝わるのかなというのを勝手に思っていました。

そのような取組もあってもいいのかなと、ちょっと考えてみました。

よろしく申し上げます。一緒にやれば良いなと思っています。
以上です。

末永会長： ありがとうございます。
慶長委員、語り部、そういう制度が作られたら、最初に語り部になること、いかがですか？

慶長委員： そうですね、地域の人たちと一緒に、町民の皆さんと一緒にやれば楽しいのかなって思っていました。ありがとうございます。

末永会長： 宇藤委員、今までいろいろ御質問等々されて、今までずっと関わってこられましたけど、どうぞ、最後に。

宇藤委員： いろいろどうもありがとうございます。好きなことを言わせてもらいました。どうも、お陰さまでした。

末永会長： 一ノ渡委員、どうぞ。

一ノ渡委員： 私は、この会議に出るようになったのは、途中からなんですけども、そして、また、県の方々には、本当によくやっていただいたなと思っています。
そして、また、これをもう少し継続してやってくれるということなので、ひとつこれからもよろしく申し上げます。

末永会長： 古川委員、是非。

古川委員： 水道の立場で、この事案に係るモニタリングは9ポイントで13年続けています。県のポイントと一部重なるところはあるんですけども、結論からいうと、もちろん、現時点では安全性は確保されているという状況はありますので、あとは終了要件を満たしているポイントもどんどん出てきていますけども、まだ残っている部分も沢山あります。非常にポイント数多くて、実際、非常に県の方も大変だとは思いますが、最後、ここからが大事なことだと思いますし、私どもも継続して、この9ポイントについては、測定をして参りたいと思います。

また、最後、この跡地利用ということについては、先ほどもいろいろな意見が出ていますけども、これをどのように伝えていくのか。どのようにこの跡地を利用するのかというふうなこと、非常に大きい問題だと思っていますので、そ

からは、また、十分、皆さんの意見を出しながら、検討していければと思います。

以上でございます。

末永会長： どうもありがとうございます。
鈴木委員、何か最後に。

鈴木委員： 聞こえてますでしょうか。

末永会長： 大丈夫です。

鈴木委員： この事案に関わったのは、20代の後半です。今、私40歳の後半で20年経ちました。これまでの取組を振り返ると、まだこんなこと、言わなくてもいいと思うんですけども。青森県の職員さんが地道に取り組みを重ねてきて、例えば、この第一帯水層とか第二帯水層の低濃度エリアも要件達成というところまでできました。

この現場の特徴というのは、やっぱり積雪寒冷地ということで、実際、現場が動くのは4月から12月の上旬まで8か月間くらいです。そういう条件の中で浄化をされています。そういう制約のある中で、ここまで達成できたというのは、やっぱり青森県の皆さんの大変な努力があったからだと思います。この点については、本当に感謝を申し上げたいと思います。

これからも、まだ浄化が続きますし、跡地利用もどうするかというのは、私としては、できれば岩手県さんと一緒にテーブルを囲んで、何か協議できればなと思っています。

これからもよろしくお願いします。

末永会長： 20年間、大変でしたね。
その他、よろしいですか。

本当に第71回ということで、来年度以降も同じ協議会名で行われるということでございますので、もし委員になられましたら、皆さん方には、是非よろしくお願ひしたいと思います。

私も後半の10年間、会長を引き受けさせていただきまして、今、鈴木委員の方からありましたが、本当に県の方としては、いろんな形において、積極的に取り組まれ、真摯に取り組まれてきたことに対して、本当に感謝しかないというところでもあります。

また、山本町長さんはじめ、住民の皆さん方も積極的にこの問題を解決してい

こうと取り組まれることに対して、大変感謝の念を申し上げたいというところ
であります。

そういうことで、本当に、とりあえず「長い間、お疲れ様でした」ということ
で、この会を終了させていただきますが、よろしゅうございましょうか。

それでは、マイクを事務局にお返しいたします。

よろしく申し上げます。

司 会： 以上をもちまして、第71回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会
いたします。

本日は、ありがとうございました。

末永会長： どうもありがとうございました。